

第五回 参議院 法務委員会 會議録 第十八号

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)午前十時四十八分開会

本日の會議に付した事件

○弁護士法案(衆議院提出)

○法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

○裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法試験法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤修君) これより法務委員会を開きます。本日は弁護士法案を議題に供します。前日に引續いて継続いたしました。この際、大蔵省主税局長の発言を求められておりますから、これを許可いたします。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今御審査願つております弁護士法の第三條第二項でございますが、この問題につきましては当局の見解を申述べさして頂きたいと存じます。衆議院で意見を申述る機会を得ませんでしたので、この際意見を申し上げます。御審査の参考をいたしたいと考ふる次第であります。

新しい弁護士法の第三條の第二項によりますと、弁護士は、当然、税務代理士の事務を行うことができます。かような規定に相成つておりますが、この点につきまして、実は税務代理士法との関係で、この規定を設けたことなからうという見解を持つておる次第

第五部 法務委員会會議録第十八号

昭和二十四年五月二十一日【参議院】

でございます。と申しますのは、現在の税務代理士法によりますと、弁護士は税務代理士の資格があるものとしておきましても、全部当然税務代理士の資格を持つておることにはなつておりませんのでございまして、一定の審査をいたしました者の中から、大蔵大臣が許可をいたしました税務代理士の資格を与えるということに相成つておるのでございまして、これはひとり弁護士のみにならず、例えば新しく設けられました公認会計士の場合も同様でございます。まして、やはり公認会計士の中から大蔵大臣の認可を経て税務代理士になれるということに相成つておるのでございまして、従いまして私共の税務代理士法の適正な運用並びに立案ということからいたしますと、当然やはりこの趣旨を生かして頂くのが筋じやないかというふうな考ふる次第でございます。第三條の第二項の「及び税務代理士」という字句は、できましたならば削除方をお願いしたいと考ふる次第でございます。実際問題といたしまして、どういふ点が問題になるかと申しますと、税務代理士は納税者の税務に関する書類の作成、審査の請求及び訴願等の代理、並びに納税相談に於ける等、相当複雑な税務の運営に於いて、専門的な知識経験をよりまして、納税者の正当な利益を擁護し、適正な納税をなさしめるという、そういう公益的な職責を持つておるのでございまして、相当専門化

し、技術化しております会計経理、及びこれを基礎とする技術的な税務の理解には専門的な知識を有することが目的なのであります。ただ弁護士たる資格を有するということだけで、当然税務代理士の業務を営み得るといふことはどうも少し行き過ぎではなからうか。勿論弁護士の方々の中には、そういう方々が多いので、税務代理士法の中におきましても、眞先に認可のし得る資格要件としては弁護士を掲げたのでございまして、当然なれるというところは少し行き過ぎではなからうかと考ふる次第であります。若しおかげなことに相成りますと、実は現在税務代理士法におきましては、税務代理士会というものを組織いたしまして、税務代理業の改善進歩を図ると共に、業務の運用並びに業務に關し受くべき報酬の適正等につきまして適当な方針を定めまして、それによつて、税務代理士の本来の業務が、公益的な業務がうまく完遂されるようにということに相成つておるのでございまして、そういう適用を受けなくなるといふことに相成るかと思ふのでございまして、それから今一つ税務代理士法におきましては、税務の相談に當りまして、不当な行爲がある場合におきましては処分するといつたような規定もございまして、さういふ規定も全然適用を受けなくなるといふことも相成ります。当然に税務代理士の事務を行うことができるという規定は規定をいたしまして、少し行き過ぎではなからうかと感ずるのであります。本案につきましては今申上げましたような趣旨からいたしまして、参議院におきましても慎重御審査をお願い申上げる次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 只今主税局長の御説明に御質問ありますか。

○來馬琢道君 その只今の御意見は、衆議院において本案審議中にすでに発言されたのでありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 実は発言の機会を得ませんで、参議院に回付されたから、初めて発言しまして御意見を申上げた次第であります。

○松村眞一郎君 今の御話は、弁護士を当然税務代理士にするということに對して異議があるのですか。大臣の許可を得なくてすぐ税務代理士になつていいじやないかという点と、いろいろ税務代理士として会に属するとか、平生大蔵大臣の監督に属するといふやうな問題とは全然違ふことなんでしょう。

大蔵大臣の認可を要せずして、当然直ちに税務代理士になつちやいかんという点か、明瞭にお話したいと思ひます。弁護士であつた場合にどういふものが否認されるか、その点を伺いたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の通り二点あるかと思ひます。当然なるといふことが適當であるかどうか。なつた場合におきまして、あとで税務代理士法に基く監督規定の適用を全然受けなくなる。この二点が都合悪いというので今申上げたわけあります。

前段につきましては、先程申上げましたように、弁護士なるが故に直ちに税務の相談に應ずるだけの十分な知識経験があるというふうなことは、現在のところ判定的に兼ねておる次第でございまして、認可に當りましては、弁護士として一定の業務の経験があるということを基にいたしまして、若干の内容を審査いたしましたして、弁護士でございますから、極力優先的に許可いたすということにいたしております。少し行き過ぎではなからうかと思ひます。ただ問題は、その方よりも私共はむしろ後段の税務代理士法に規定しました各種の監督規定に全然服しなくなつて、専ら弁護士法だけの適用を受けることになり、その点が更に一段と私共不適当ではなからうかというふうな考へておる次第であります。

○松村眞一郎君 これは二つ區別して御覽願わないといけません。御覽願わないといふ者が当然なれるといふことが悪いという点か、なつてからその税務代理士としての統制を受けらる問題とは全然違ふのでありますから、重点を置くという問題でなくて別々に考へなければならぬと思ひます。

私は第一段はよいと思つてゐる。第二段が問題であるというのが要点でありますけれども、若し第一段に非常に重点を置かれるとすれば、税務代理士となるにはかく／＼の資格が要するということをはつきりお書きにならんと、今日のようないろ／＼な規則のある場合においては困ると思つてゐます。どういふわけでそれを要求されるのか。若し私共税法に関する知識がなければいかんということであれば、弁護士たるだけではないか、初めからそういうことを書かなければならぬと私は思う。それは明瞭に區別されてお考へになる必要があるであつて、私は両方區別している。第一段はいじやないか。第二段はいじやないという私の頭です。その点についてもう少し御答弁願ひたい。

○政府委員(平田敏一郎君) 今御指摘の前提につきましては、いろ／＼實際問題としまして簡単に法律化は困難でございますので、認可に当りまして、認可の基準といたしまして一定の審査の條件を附しまして認可することに現在の税務代理士法はなつております。これはひとり弁護士だけではございませんで、公認会計士法についても同様でございます。ただ弁護士として一定の期間業務に従事されるという事実が第一に必要ではないかというので、現在は少くとも一年以上は弁護士として業務に従事しておられたということを必要の條件にいたしておりませぬ。その外あとは絶対の要件ではございませんのでございますが、やはり税法に關しまして、全然知識、経験がないというふうな対象があるような場合に

さないとしようなことにいたしてござりまして、その辺のところを法律で余り細かく規定しますのは困難でございます。認可に當りまして委員会にかけまして、適切な処理をするということに相成つておる次第でございます。

○松村眞一(郎君) 私は現在の制度がいろいろいふことは承認するわけではございません。もう少し批判を要すると私は考へます。殊に何年間やつていなければならぬ、税法の知識がなければならぬ、今日最後の段階に至つて訴願から訴訟になることは弁護士として当然で

○大野幸一(君) 税務代理士の選考の委員会に弁護士も入つておられますか。○政府委員(平田敏一郎君) 現在は弁護士の方は入つて貰つていたしておりませぬが、法務廳の關係の局長さんに委員になつて頂いておられます。○大野幸一(君) 今松村委員からおつしやつた通りで、訴訟はできるが税務代理士はできない。以來大藏省側の役人

が税務代理士になるその弊害は、弁護士が税務代理士になる弊害よりは事実問題として相当多いじやないか、例えばその官廳に勤めていた税務官吏が税務代理士になる。そうして談合的行爲が行われるということも多いように思ふ。そこでむしろ弁護士もそこに入つて、そして大いに権利の伸張という意味でやるのが、あながち今の税務の取り方を見れば、税制ばかりでないやうです。事実問題について、こういう意味でどうも自分の職域の侵されることを恐れておるやうなものに決してないといふことは言えないと私は思ふのですが、この点についてはどうですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 今の点は一つの問題でございます。税務代理士法ができました法の趣旨は、そういう弊害を除去しようといふことにあつたのでございます。即ち税務官廳におきまして、税務の仕事をしたしておりますもの、資格といたしましては経験があるものでございまして、ただ諦めて直ちに税務代理士業を開きまして、それによつていろ／＼な業務を行うといふことは適當でございませぬので、税務代理士法の第二條に、職を退いた後一年間はなれないという規定を設けたのでございまして、税務代理士法のできる前におきましては、確かに御指摘のやうなことがございましたけれども、こういう規定を設けまして、さういふ規定を設けましたところ次第でございまして、それから弁護士の方は先程申し上げましたが、一般の法律知識は十分おありになるのでございまして、税法につきましても比較的直ぐ御修得願えるのが原則と考へ

ますから、一定の期間弁護士に従事しておる場合におきましては、余程特別の反証がない限りにおいては、原則としては認可するという方針を持つておりますことを附加して申上げて置きます。

○委員(伊藤修君) ではこの際、商工省の特許局長官から発言を求められておりますので、これを許可いたしま

○政府委員(久保敏二郎君) この度の弁護士法の第三條第二項にございまして「弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができる」といふこの点につきまして、商工省の特許局といたしまして一応意見を聞取り願ひたいと存するのであります。これが弁理士と弁理士の關係になるわけでありまして、大体私の申上げたところと存じます。刷り物にいたしましてお手許にお届けいたしたと思ひます。現行の制度におきましては、弁理士は弁理士となり得る資格をすでに認められておるのであります。弁理士の業務を行うためには弁理士も先ず弁理士の登録を受けまして、弁理士会に入会する必要があります。このことは弁理士は当然弁理士の資格を得られるのであります。一応極めて形式的な制限に過ぎないやうに思われるのであります。現実の問題といたしましては、弁理士の取扱います仕事は特許、実用新案、意匠、商標といふやうなものであります。非常に大きな部分を占めております。發明、考案といふものが技術を対象としたものであります。単に法律的知識だけで十分なる成果を挙げられないといふ点がございますので、弁理士に

おいて弁理士の業務をいたさずすためには、こういうやうな少くも形式的な手続を取つて頂きます。これによつて特許法、その他に基きまして、發明、考案といふものを的確に取扱い、ということにいたしまして、相當の熱意を持つて頂き、又大いに研究もして頂かなければならぬといふやうな事情に基くのであります。こういうことによりまして、法的並びに科学的技術的の専門の知識を研鑽するといふやうな重要な契機を持つておられます。こういう制限があるといふことは、現在においては大きな意義を持つておると考へるのでございます。これが弁理士は弁理士の登録を受けずに直ちにできるといふことになりますると、只今申上げましたのと全く反対の点におきまして、不測の困惑が起るのではないかと考へるのであります。代理人としていろいろ書類をお作りになります際に、發明、考案といふもの、要旨を的確に表示するといふことは極めてむづかしい問題でございまして、これが十分に表されておられない限りは、特許局といたしましても審査に對して非常なる不便を感じます。又これを依頼される發明者に取りまして、自分の發明したところが正確に書類の上に現われておらないといふやうなことになるやうな、特許になるべきものも特許にならぬといふことになりますと、依頼者は依頼した点を果して貰ひ得ると思つておるのに、實際はそうでなかつたといふやうな非常にデリケートな点につきましても、不測の困惑が起つて来る處が多分にあるのでございます。又出願書類も完全にできておりませぬといふことは、特許局といたしましては審査に非

常に手間がかかりまして、その点につきまして、殊に最近のように能率を増進させようという努力をいたしておりますときに、そのことが非常に審査の能率に影響して参りますので、この点につきましては、是非十分な習熟をせられた上で代理をして頂きたいという希望があるわけでございます。尙弁理士に対します罰則であります。尙弁理士は大体発明、考案というものは有体財産と違ひまして、頭腦的産物でありますので、特殊の事情がありまして、その発明、考案を盗み使うというような虞れもあるという意味から、弁理士法におきます罰則規定は單に弁理士が業務上知り得たる秘密の漏泄をしてはいかんとすることがかりでなしに、發明、考案を濫用してもいかんというような規定があるわけであります。これに、これは弁護士と弁理士の義務が全く同じでありますのに、この刑罰について差が生じておるといふような結果が、又これ新憲法の趣旨にも反する点ではないかと恐れておる次第でございます。尙弁理士法自体の問題でございますが、弁理士の業務といふものは、科学技術的知識が必要不可欠のものでありますので、現在の弁理士の資格といふものは、甚だ不十分であるということが段々指摘して來られておるのであります。弁護士法におきますように、弁理士の資格試験の場合に、当然その必須科目として物理、化学といふようなものを加えて、現在弁理士法の第三條の第一号、二号等にありますような、弁護士法によりまして弁護士たる資格を有する者及び高等試験の行政科試験又は司法科試験に合格したる者は当然弁理士たる資格を

有するといふような点を削除して欲しいといふような一般要望が強く主張せられるに至つておられますので、弁理士法も近き將來においで当然そういふように改正せられるのではないかと考えられておるのであります。そういふ規定を改めて削除しなければならぬと、そういふようなことにもなりますので、そういふような事情をお考えを願ひまして、この條項はこの際削除して置いて頂いてはどうかという意見でございます。

○委員長(伊藤修君) 只今の特許局長の御発言に対して御質問はありませんか。

○松村眞一君 只今の御議論だといふと、弁護士たる資格を有しておつても、弁理士たる資格を有しないこととしようといふことを考へておる、こゝういふことになりませんか。

○政府委員(久保敏二郎君) それは現在の問題ではございせんが、將來そゝういふ方向に進まなければならぬのではないかと、こゝを考へておるわけではございせん。それにつきましては、すでに諸外國では特許局に対する手續きといふことをいたします弁護士といふものは、特別の科学技術的知識を要するといふ方向にすべて行つておる關係上、日本におきまして、そゝういふことになつた方が實際においても非常によろしいと考へておる次第でございます。

○松村眞一君 現在では弁護士なればすぐに登録されるわけですね、私はそゝうでなくてはならぬと思ふ。先き大藏省当局の言われたように、資格じやなく、資格に更に一年間のものを要求

しておるといふことは私は法律違反と思ひます。弁理士の方ではそゝういふ考へでやつておられないのですか。

○政府委員(久保敏二郎君) これは全くすくなく當然に資格があるわけでござい

○大野幸一君 この前弁理士法がこの法律委員会にかかつて、弁理士が特許

権についての訴訟において、裁判所において訴訟代理人になることができる

といふ法案が提出されたことがありますが、そのときにはあなたは出席され

て意見を述べられたのか、述べられなかつたのか、その点、もう一つあ

なたの今の御議論はとも弁理士に対して都合よくなければならぬ、弁

理士は技術的知識はあるかも知らんけれども、一旦法廷に立つて訴訟となつた以上は、弁護士の知識も要するのです。こゝういふ場合と権衡が失しやしないかと思ふのですが、こゝういふ点についてどうか。

○政府委員(久保敏二郎君) この前の弁理士法の改正のときには、私も終始列席いたしておりました。その経過はよく存じております。それから弁理士が科学技術を必要とするといふた

め、當然特許に対する代理は弁護士であると言ひますこと、訴訟に対しましては弁護士が一部仕事をなし得るといふことは、これは相關連して必要

なことでないかと考へておるのであります。それは先般の弁理士法の改正のときには、出願とかそゝういふ

ものにつきまして、弁理士が特許局においていたしました手續きの、それが裁判所において履行されるというも

のに対して必要であるという点でござ

いですが、これは弁理士が科学技術に通じておるといふことが、やはりその訴訟等にいたしたとしても当然必要になつて來るといふ考へから、やはりその訴訟もできるというこゝ上、發明といふものの性格を明確に示す上において、極めてよいことであると私は望んでおる次第でございます。

○大野幸一君 どうもあなたは弁理士の方に對して甚だ好意的であるけれども、實際訴訟としての御経験があるかどうかは知りませんが、弁理士が訴訟代理人として弁護士と同じことができると、又そゝういふ場合でも恐らくは弁護士と一緒にやらなければならないといふ意味でも言われたようですが、然らば特許局に對しても弁護士が特許局の事件についてやる場合においても、弁理士と一緒にやる場合がある。こゝういふことが必要だらうと思ふ。併し私達が今までい

ろ、特許事件についての範例を見ましても、相当弁護士から特許事件に対する審判例なんか見ましても、優秀なる論文があるように思ひます。こゝういふ意味において、恐らく少数な特異な事件に對して、弁理士の資格において弁護士がやる場合、そゝういふも弁護士が出るわけじやない。極く少数の場合、それは丁度恰も弁護士が裁判所に弁護士と同じ、同等の待遇を受けて、訴訟する場合は併しと同じだと思ひます。こゝういふ意味で今までにおいて弁護士が、弁護士である弁理士が、一体弁理士の何パーセントぐらゐが義務として特許局に出ているかといふことが分りますか。弁理士の何パーセントぐらゐが弁護士の資格があるか、その人が特許局に出ているか。

○政府委員(久保敏二郎君) 今の弁護士の何パーセントが弁理士の資格を受けておられますか、ちよつと私の方で調査したことがないのでございしますが、その点の数はちよつと今どきに比べると、思ひますが、この弁理士と弁護士が協力して事件を進めるといふことは、これは非常に望ましいことと考へるのであります。と申しますのは、特許法におきますと、民事訴訟の精神を多分に取入れておるのであります。その手続の上におきましては殆んど民事訴訟に從つておると考へますので、

そゝういふふうな進歩をいたしますためには、当然その両者の協力があつたといふことは極めて大切なことと考へておられます。又この特許事件につきましても、損害賠償とか、そゝういふものは純然たる裁判所の問題でありまして、これは弁護士が又おやり下さるようになるわけでありますから、そゝういふ場合にも特許法を弁理士の方が習熟して頂いておるといふことは、これは極めて望ましいことである。各國の例におきましては弁護士は特許法には非常に精通しておられるように私に聞いておられます。ただこの特許局におきまして出す手續きの問題につきましては、これは最初の権利の設定といふやうなものは、これは純然たる技術的問題でありまして、その点につきまして、仮に極めて少数でありまして、その少数の人が不測の迷惑を依頼者に及ぼしておるといふやうなことに

なりますと、これははつきりと表面上に現われんことだけに、それを慎重に考へたいと思ふ次第であります。

○來馬球道君 本日大藏省と特許局の方から申出られたことに対して、參議

院の法務委員といたしましたは、何だかどこかに執務上の欠陥があるのじやないか、こう思います。衆議院で発案せられたこの案は決して急遽に成つたものじやないのです。相当慎重審議せられておつたものと思ふ。両官廳においてもかような問題が起つたことを氣が付かずにおつて、衆議院を通過して来て、会期も迫つたときに参議院に向つて修正せよというようなこの意見を述べられることは、両院の間におきまして、成るべく円満に國務を進めて行くという方針の下に立つておられますものが、特に衆議院の発案したものに對して修正を加えるというとは、成るべくその数を減らした方がよいと思つて、本院においても松村委員がすでに御希望のような修正案を提出になつております。でありますから、尙私共はよく考究したいと思ひますが、今後かようなことで、参議院に向つて非常な苦痛を忍ばなければ審議のできないような状態に陥れない、何かもう少し大勢の吏員もおられることとでありますから、情報を取つて、その情報に従つて衆議院の方へ発言せられ、衆議院の方でこつた問題は発案のときからよく検討して貰うことを切に望むものであります。その点について何か欠陥があつたのでありますか、経過を伺つて置きとうございませう。

○政府委員(久保敏二郎君) こういふ案が審議せられておりますというところは、数年前から私共時に触れて聞いておりましたのでございませうが、その機会ごとに私共から、今申上げましたような意見は申し述べておつたのでございませうが、今度この衆議院にでまし

たことにつきまして、甚だ不注意でございませうが、全然氣が付きませんでしたので、その点誠に申譯ない次第と存じます。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はありませんですか、では本案につきましてはこの程度にいたしまして、午後において懇談会において各修正の意見の御協議を申上りたいと思ひます。尙午後には重要な事項につきまして是非御協賛申上げたいと思ひますから、是非とも御出席願ひたいと思ひます。それは午後一時半まで休憩いたします。午後零時二十五分休憩

午後二時三十分開会
○委員(伊藤修君) 午前に引続き會議を開きます。

先ず、法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題に供します。この法案は先に質疑は終局しておりますから、本日は討論に入る段階になつております。この法案につきまして委員会の修正案とい

たしまして、お手許に差上げてあります。第一十八條の規定によつて新設される非訟事件手續法第五十六條の二の規定を次のように改める。

第五十六條の二、第四百四十三條第一項及第五百十條の五第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ情況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

この修正の理由は、御承知の通り、本法の第五條の戸籍の手数料に關し、これと同様の表現方法が用いられておりますから、この手数料に關するところの規定の表現方は同一にした方がよいと、かような見解に基きまして、委員会の案としてこつたのでござい

ますが、御異議ありませんですか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) ではこの修正案を議題に供します。では討論を省略いたしまして、直ちに採決することに御異議ありませんですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) では先ず当委員会の修正案をお諮りいたします。修正案に御賛成の方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員(伊藤修君) 次に、修正案を除く原案についてお諮りいたします。原案全部を問題に供します。原案に御賛成の方は御起立を願ひます。

○委員(伊藤修君) 次に、裁判所法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましても、質疑は終局いたしておりますから、討論の段階に入つております。これは松村さん御意見がありましたね。

○松村眞一郎君 私の修正案は第六十條の規定であります。それは第六十條の規定の中で、第一項の「司法修習生は、」の次に「別に法律で定められた司法試験」というように改めるのであります。その理由は、司法試験というものは、元來裁判官それから檢察官、弁護士になる基礎知識を持つておる者を司法修習生として採用することが、現に行われる司法試験でありまして司法試験といふものは、決して司法修習生になるための試験といふのではないのであります。司法試験に合格した者から司法修習生を採る、こつたこと建前ではなければならぬと思ひます。そういうわけでありまして、司法試験といふものは、國家として法律に定める必要な試験が行われるものでありますから、司法修習生を採る。それが司法修習生として最高裁判所の方で現在行われておるのでありますけれども、それは最高裁判所が命ずるから、その命ずる裁判所の方の修習のために試験をするのであるといふ意味にならないような用意で第二項を削る、こつたのであります。前項の試験に關する事項は、別に法律でこれを定める」と言わないで、「別に法律で定められた司法試験に合格した者、」この方が明瞭だといふのであります。

○委員(伊藤修君) 松村さんにお尋ねいたしましたが、若しこれを修正いたしますと、檢察庁法の方との鈎合はよろしいですか。

○松村眞一郎君 檢察庁法も変えなさいといけません。それは専門員の方で何か御注意がありましたね。専門員の方で調べておられるのじやないですか。

○委員(伊藤修君) 専門員の意見といたしましては、やはり檢察庁法の方も改めなさいやならんではないかといふような意見を漏らしておりました。

○松村眞一郎君 それは併せてやつて頂いてもいいですね。檢察庁法の一部を改正する法律案がありますから、一緒に……。

○委員(伊藤修君) それは審議が終了しております。速記を止めて下さう。

〔速記中止〕

○委員(伊藤修君) 速記を始めて下さい。只今松村委員より提出にかかるところの修正案について、政府より一つ御意見を……。

○政府委員(遠山丙市君) 只今松村委員より、いろいろ御質疑がございまして、御尤もな点だと考へておるのであります。適当な時期において御趣旨に副うように政府では心懸けたいと思ひますから御了承願ひたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) 只今政府より発

言がありました通りの次第であります
が、松村さんの修正意見は御撤回願
ますかどうですか。

○松村眞一郎君 事實をお認めになつたのでありますから、この際は提案することを撤回いたしませう。

○委員長(伊藤修君) それでは討論を終結することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたしましたして、直ちに採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方の御起立を請います。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚、本会議における委員長の口頭報告の内容につきましては、予め御了承を願いたいと思ひます。御賛成の方の御署名を願います。

多数意見者署名
齋 武雄 大野 幸一
宮城タマヨ 松村眞一郎
深川タマエ 來馬 琢道
岡部 常 遠山 丙市
松井 道夫 大野木秀次郎

○委員長(伊藤修君) 次に、司法試験法案を議題に供します。

本案につきましても質疑を終局いたしましたのであります。本日は討論の段階に入ります。

○松村眞一郎君 私は修正案を出して置いたのであります。法律専門家としてという意味は甚だ漠然としておりますので、その文字は改めた方がいいと思ひます。この司法試験なるもの

は、裁判官と檢察官と弁護士にならうとする者に必要な基礎的の試験をするわけでありますから、むしろ明瞭にそのういふことを書きたいと思ひます。これは高等裁判所の方の御意見も、法律専門家というような言葉はその意味が漠然としておるといふことの意味もありません。尚、法務庁の方の政府委員の説明も、実は実質は裁判官、檢察官、弁護士のことであるという御答弁もあり、そうではないという御答弁もあり、非常に曖昧になつておるので、むしろこの際明瞭になさつた方がいいと思ひます。

それから第二項を削る関係は、裁判所の法律と同じでありますので、この点は裁判所法を改めるときに改めて頂いてもいいかと思ひます。

○松井道夫君 松村委員に御質問申上げますが、要するに修正案中「第二項を削る」といふ部分は削除いたされて、その他の部分を修正案として出される趣旨になりますか。

○松村眞一郎君 この際は裁判所法の第二項があり、暫く二項を削ることは見合せたいと思ひます。それで裁判所法の修正を政府がされるときに併せて御考慮願いたいと思ひます。

○松井道夫君 只今の松村委員の修正案につきましても意見を申し上げます。松村委員の御意見は全く當を得ておると思ひます。私としても賛成したいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 松井さんの修正意見はないのですか。

○松井道夫君 この際修正の動議を提出いたします。

○岡部常君 松井君の動議に賛成いたします。

○委員長(伊藤修君) 松井委員の修正動議が成立いたしました。

○松井道夫君 内容の御説明を申し上げます。お手許に配付してあります司法試験法案の一部修正案というものを御覽下さいませれば分るわけであり、一応読み上げて見たいと思ひます。

第十二條中「法務総裁」を「最高裁判所」に改める。

第十三條第二項を次のように改め、同條第四項中「法務総裁」を「最高裁判所長官」に改める。

2 委員のうち二人は、最高裁判所事務総長及び法務総裁官房長をもつて充て、他の委員の一人は、最高裁判所が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基き任命する。

第十四條第一項、第十五條第一項中「法務総裁」を「最高裁判所」に改める。

第十五條第三項中「法務総裁」を「最高裁判所長官」に改める。

第十六條中「法務総裁官房」を「最高裁判所事務総局」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 第十三條第二項中「日本弁護士連合会」とあるのは、弁護士法(昭和二十四年法律第 号)施行の日まで「日本弁護士連合会」と読み替へるものとする。

これから理由を申し上げます。本法におきまして問題となつております点に、この司法試験の所轄を法務廳にいたすか、或いは最高裁判所にいたすかということが論議せられたのでありま

す。最高裁判所側、弁護士連合会側の意見は最高裁判所の所轄にするのがよろしいといふことであり、法務廳側の御意見は、法務廳の所轄にするのがよろしいといふことになつております。

よつてその双方の理由を検討いたしまするに、私はどうも最高裁判所の所轄にするのは正しいと思はれる。又それが明白のことのように存せられるのであります。先程松村委員から、裁判所法第六十六條の試験、これはまあ修正案が提出されたのでございませうが、その趣旨をいたしましたところは、その御説明にありました通りであります。

が、要するに司法試験といふものは、これは國家の試験である。國家の人材を選定する試験であるという意味であつたかと存せられるのであります。ただその司法試験を一体國家のどの機關の所轄にしたらよろしいかといふことが問題となつておるのであります。御承知の通り現在國家の人材を選定する試験は、國家公務員法によりまして、人事院の施行するところとなつておるのであります。法務廳はこの試験については何らの権限を有しておらないのであります。而して今の司法試験により選別せられる者は、將來裁判官、檢察官、弁護士となる者であります。その選別の試験をどこに置くか、これを法務廳に置くといふ何らの根拠はないのであります。法務廳は現在政府の行政機關でありまして、司法の系統にありません。試験をここに置くといふ必然的な理由は何もない。檢察官を選定したすのは或いは法務廳に属するといふことは考えられるのであります。これに加えてまして弁護士、裁判官を選別したすといふ試験を

法務廳に置くといふ理由はないと存するものであります。その檢察官も又これを司法の範圍に置くか、行政の範圍に置くかと言ひますことは相当問題がありまして、根本的問題がありまして、確かに弁護士会においては、以前からこの檢察といふものは一般行政の方に置かないで司法の方に置くべきだといふ議論があつたと聞いております。

し、又現在法務廳の下にありませうが、これとても國家公務員法の附則十三條によりまして、その特異の性格を認められて、一般の公務員と別個の取扱をすることが認められておるのであります。要するに現在この司法試験をどこに附屬せしめるといふことを考へて参りますと、司法の畑であります最高裁判所の所轄にいたすといふことが最も必然であるのであります。

更にこういふことも考へて見なければならぬのであります。國家公務員法の改正によりまして、將來裁判所職員は、將來と申しまして、これはもうちやんと規定されてありまして、昭和二十六年一杯で一般職から除かれることになつておるのであります。一般職から除かれるといふことは、要するに人事院の権限がないといふことでありまして、その際これらの職員をどこで行うかといふことを考へて見ますと、どうしても裁判所の職員であり、書記官であるのであります。さう考へて参りますと、裁判所に關して何らの司法行政も行なつていないところの、そういう権限のないところの法務廳に、ただ一つこの司法試験が残ると言ひますことは非常な矛盾であり

ます。この司法試験を裁判所に置くことにつきましてはいろいろ反對の御意見もございするが、その一つは、これは行政事務であるからして、これは裁判所に置いてはならない。裁判所は御意見があるところだからという趣旨の御意見があるのであります。御承知の通り憲法七十七條によりまして、司法行政の権限は最高裁判所に賦せられたという事になつておるのであります。それ故にこの例の司法研習所も裁判所の所轄となつておるのであります。繰返して申しますが、法務廳は法務行政はやりませんが、戸籍とか、登記とか、裁判所に關する司法行政は一切新刑法によりまして、これを行わないことになつておるのであります。でありますから、これが行政事務に地方行政の性質を持つておるからいけない。裁判所にこれを置くのはいけないという議論は理由がないと存ずるのであります。又先程も言いました。これは試験とは純然たる行政事務と區別するべきものでございまして、職員の研究でありますとか、又試験でありますとかいふものは、これは國家の一つの作用でありまして、それも純然たる行政事務とは區別すべきものであるかも知れませんが、少なくとも行政事務に準ずべきものであると存ずるのであります。人事行政と言いますものは、行政の中で最も重要なものであるのであります。その基幹となりする研修所、更にその又基礎となりする試験となつておる試験というものは、これは觀念は別個でありまして、密接不可分な關係がそこに認められるのではないかと存するのであります。さうな關係で、行政事務で

あるから裁判所に設置するのはいけないという議論は理由がないと存ずるのであります。又最高裁判所は非常に忙しいので、更に司法試験を所轄したから、裁判官會議という事も兼ねて、本來的裁判事務に専念することができないのではないかと、御懸念の方もあつたのでございするが、併しながらこれは最高裁判所の方からこの席で御答弁がありましたように、司法試験は司法試験管理委員会というものがあつて、個々の裁判官がこれにタッチする機会というものは殆んどない。このために裁判官會議が特に忙しくなるといふことは想像できない。ということと述べたのであります。私もこの司法試験法案を拜見いたしました。司法試験管理委員会があり、又司法試験考査委員会というやうなものをつけて、いろいろ御意見があらまして、どうも裁判所に試験をやらずに、裁判所というものはどうも陰気臭くていけないといふことであるのであります。私も同感であります。どうも裁判所といふことになりまして、もと／＼被告人のやうな者が出入りいたしますので陰気臭い、従つてそれに關与いたしましての者が陰気臭くなるのは、又婚姻の免がれんところかも知れませんが、どうも陰気臭いところがある。これは全くその通りであります。將來の裁判所は國民の基本権を擁護したすといふことに最善を盡されまして、朗かに國民から皆親しまれて、朗かに温く指導される裁判

所の空氣も、是非さういふ工合になることを切望しておるのであります。どうか純理から申しまして、最高裁判所の所轄とするのが正しいと信ずるのでありますから、この法務委員会の昔からの美しい傳統で、純理によりまして解決するといふ大方針に則られまして、どうか私の修正案に御賛成を得たいと存するのであります。

○松村眞一郎君 私先程第一條中と申上げましたが、第五條にもその字があるのでありますから、第一條及び第五條中「法律専門家として」を「裁判官、檢察官又は弁護士となる」とする者に、「さういふことに修正案を變更いたします。」

○大野幸一君 私は本案に対して一部修正案を提出いたします。修正案の全文を讀みます。

附則第三項の次に次の一項を加え、第四項を第五項に改める。

4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第六條の規定にかかわらず、憲法、並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目について試験を行い、その他の科目についての試験は免除する。

此の空も、是非さういふ工合になることを切望しておるのであります。どうか純理から申しまして、最高裁判所の所轄とするのが正しいと信ずるのでありますから、この法務委員会の昔からの美しい傳統で、純理によりまして解決するといふ大方針に則られまして、どうか私の修正案に御賛成を得たいと存するのであります。

○松村眞一郎君 私先程第一條中と申上げましたが、第五條にもその字があるのでありますから、第一條及び第五條中「法律専門家として」を「裁判官、檢察官又は弁護士となる」とする者に、「さういふことに修正案を變更いたします。」

○大野幸一君 私は本案に対して一部修正案を提出いたします。修正案の全文を讀みます。

附則第三項の次に次の一項を加え、第四項を第五項に改める。

4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第六條の規定にかかわらず、憲法、並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目について試験を行い、その他の科目についての試験は免除する。

律による司法試験に合格した者とみなす。」とありまして、特に司法關係のみに限りました。併し行政科及び外交科に合格した者は、他の教科目について試験を受ければ、司法科試験に合格したものと見られていたことは、今までの法律であります。言わばその両試験に合格した者は、他の科目二三科目について試験を受ければよいという既得権を持つていたのであります。その既得権を今この司法試験法が實施されるに當つて、これを剝奪する何らの理由はありません。又いわゆる帝大法科を出た人が未だ以て司法試験に合格したる者とみなされるところの權衡上においても、私は高等試験行政科及び外交科を出た人を救済せんと欲するものであります。「行政科試験に合格した者」の下に括弧を以て念を入れましたのは、これは先程も私が申上げました外交科の試験の人もこれに含まれたいといふ趣旨と、その前の高等文官試験については、以前からもこれを救済されていなかったといふ両方の意味を含むものであります。以上を以て私の提案理由を終わります。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

○委員（伊藤修君）速記を始めて。他に御意見なければ、討論はこれを以て終結することに御異議ございませんか。

- 正案は三つ出しております。御承知の通り松村さん及び大野さん並びに松井さんの三件が出ております。先ず松村さんの修正案から採決を諮ります。いづれも成規の手続を経ておりますから、修正案は成立しております。松村さんの提出にかかるところの修正案に賛成の方の御起立を願います。
- 〔総員起立〕
- 委員（伊藤修君） 全会一致、松村さんの修正案は決定いたしました。
 - 次に、大野君の提出にかかるところの修正案の問題に供します。修正案に賛成の方の御起立を願います。
 - 〔総員起立〕
 - 委員（伊藤修君） 全会一致、修正案通り決定いたしました。
 - 次に、松井君提出にかかる修正案の問題に供します。松井君提出の修正案に御賛成の方の御起立を願います。
 - 〔起立者少数〕
 - 委員（伊藤修君） 起立者少数、少数を以て否決されました。
 - 次に、修正箇所を除く原案について採決をいたします。原案全部の問題に供します。原案全部に御賛成の方の御起立を願います。
 - 〔総員起立〕
 - 委員（伊藤修君） 全会一致を以て原案通り可決するものと決定いたしました。尚、本會議における委員長のお頭報告の内容は委員長に御一任願います。多数意見者の御署名を願います。
 - 多数意見者署名

○委員長(伊藤修君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後三時二十分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事

鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君

委員

大野 幸一君
齋 武雄君

大野木秀次郎君

遠山 丙市君

深川タマエ君

來馬 琢道君

松井 道夫君

松村眞一郎君

政府委員

大藏事務官
(主税局長)

平田敬一郎君

法務政務次官

遠山 丙市君

特許局長官

久保敬二郎君

昭和二十四年六月十四日印刷

昭和二十四年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局